

先生各位

検体検査実施料新規収載のお知らせ 「抗ミュラー管ホルモン (AMH)」

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さてこのたび、2022年度（令和4年度）診療報酬改定で「不妊治療」の保険適用が拡大され、下記項目の実施料が適用されましたのでご案内いたします。
日本生殖医学会の「生殖医療ガイドライン」では調節卵巣刺激開始前に胞状卵胞数（antral follicle count : AFC）とAMHを用いて卵巣予備能の評価を行うことが推奨されています。
不妊症の患者に対して、調節卵巣刺激療法におけるゴナドトロピン投与量の判断を目的にAMH検査が保険収載となりましたので、よろしくご利用の程お願い申し上げます。

謹白

記

● 適用日 2022年（令和4年）4月1日から適用

● 新規保険収載項目

項目コード	検査項目	検体量 (mL)	容器	保存 (安定性)	所要日数	実施料判断料	検査方法	基準値
3540	抗ミュラー管ホルモン (AMH)	血清 0.5	1	冷蔵 (21日)	3~5	※ 600 (生Ⅱ)	CLEIA	下記参照

＜抗ミュラー管ホルモン (AMH) 基準値＞（単位：ng/mL）

女性	22~25歳	0.28~8.01
	26~30歳	0.29~12.2
	31~35歳	0.07~10.0
	36~40歳	9.23以下
	41~45歳	4.48以下

※ 抗ミュラー管ホルモン (AMH) は、不妊症の患者に対して、調節卵巣刺激療法における治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法又はECLIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。